

## 事業主の皆さんへ

# 就職氷河期世代のインターン（職場実習・体験） 受け入れにご協力ください

- 現在も不本意ながら不安定な仕事に就いているなど、さまざまな課題に直面している就職氷河期世代の方に向けて、就労体験を通じて業種・職種への理解を深めてもらうための、職場実習・体験（以下「インターン」）を実施します。
- 受け入れの内容は、事業所の職員の方が実際に従事している業務の、一部または全体を体験・見学できるようなものとします。  
インターンの期間は2～7日、時間は1日3時間以上（事業所の所定労働時間内）が目安です。

就職氷河期世代を対象にしたインターンの受け入れにご協力をお願いします。

就職氷河期世代は、おおむね1993（平成5）年から2004（平成16）年の、雇用環境が厳しい時期に学校卒業を迎えた世代を指しますが、この事業は、おおむね1968（昭和43）年4月2日から1988（昭和63年）4月1日までの間に生まれた方が対象となります。

※この事業は、就職氷河期世代の方に、安定就労に向けて就労体験を積んでもらうものです。  
インターン終了後に受け入れ先の事業所に雇用義務が生じるものではありません。

## インターン受け入れで期待できること

### ミスマッチの防止・人材の見極めができます

- ・インターンを受け入れると、職場への理解に積極的な「やる気度・本気度の高い方」の応募に繋がる可能性があります。
- ・インターン後の応募であれば、応募者本人が職場への適性を判断しているので、入社後のミスマッチや早期離職の防止が期待できます。

### インターン受け入れを実施した事業所の声

「体験者を紹介していただいたことで、外部目線による刺激により、社員の教育やモチベーションの向上にも繋がった。」

「体験に来られた方が好印象だったので、体験後は是非こちらに就職していただきたいと感じた。」

「入社後の早期離職を防ぐに当たり、向き不向きを理解いただくためにも体験実習は有効と感じた。」



ひと、くらし、みらいのために  
**厚生労働省**  
Ministry of Health, Labour and Welfare

・都道府県労働局・ハローワーク

LL050401開若01

# 実施の流れと手続き

## 受け入れの相談、受入条件票の作成・提出

- 1  
・インターンの受け入れを、労働局・ハローワークから事業主の皆さんに相談します。  
・インターン受け入れを承諾する場合、内容や受け入れの条件を受入条件票に記入・提出していただきます。  
・ハローワークに求人を出された場合、その求人についてインターン受け入れの相談をする場合があります。この場合、受入条件票の提出は不要です。

## インターン希望者情報の受け取り

- 2  
事業所でのインターンの希望者があった場合、希望者の情報を労働局・ハローワークから送ります。

## 実施計画書の作成・提出

- 3  
事業主と希望者の希望を踏まえて日程や実施内容を調整します。  
受入事業所に実施計画書を作成・提出していただき、労働局・ハローワークを通じて参加者に共有します。

## 覚書の締結、実施決定

- 4  
労働局と受入事業所との間で、保険の加入状況や万一の際の対応方針等を確認し、労働局と覚書を締結いただきます。  
また、労働局・ハローワークから実施決定通知書を送付します。

## インターンの実施

- 5  
業務に精通した従業員を担当として、インターン参加者への業務指導をお願いします。  
必要に応じて、労働局・ハローワークの担当者がサポートします。

## 報告書の作成・提出

- 6  
インターン終了後、報告書を作成・提出いただきます。

## 謝金の受け取り

- 7  
受入人数1人当たり最大5万5千円の謝金を労働局よりお支払いします。  
・3時間以上6時間未満：2,750円/日  
・6時間以上：5,500円/日  
謝金の対象は、10日間が上限です。

## 保険への加入

インターン中の万が一の事故に備え、インターン受入事業所・インターン対象者とともに、国負担の保険に加入していただきます（費用・手続きともに国負担）。

|                               |  |
|-------------------------------|--|
| <b>傷害保険</b><br>※ インターン対象者のみ加入 | インターン対象者が、受入事業所でインターン実施中およびインターン対象者の自宅と受入事業所との往復途上に偶然ケガをしたことが原因で、事故の日から180日以内に医療機関を受診し入院・通院・手術した場合および死亡・後遺障害を負った場合に補償対象となります。                                |
| <b>賠償責任保険</b>                 | インターン対象者が受入事業所でインターン実施中に過失により他人に損害を与える（他人にケガをさせたり、他人の所有物を損壊させた等）、これが原因で民法上の規定により法律上の損害賠償責任を負った場合に補償対象となります。<br>(過失によりインターン受入事業所の所有物およびリース・レンタル物件を損壊させた場合を含む) |

自動車・原動機付自転車等の使用・管理中に起こした事故における賠償責任等、保障の範囲外となる場合があります。補償の内容や範囲についての詳細は、労働局・ハローワークにお尋ねください。

**インターンの受け入れに関心をお持ちになりましたら  
労働局または最寄りのハローワークにご相談ください。**

高知労働局／ハローワーク高知 求人部門 (電話番号) 088-878-5329  
紹介第一部門 (電話番号) 088-878-5321